

寝具賃借契約書

埼玉県浦和競馬組合（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）との間に、寝具の賃借に関して、下記のとおり契約する。

（趣旨）

第1条 甲は浦和競馬開催時における、騎手調整ルーム等で使用する寝具の賃借を乙に委託し、乙は、信頼と誠実を持ってこの契約を履行するものとする。

（契約内容）

第2条 寝具の仕様並びに規格については別記（1）及び寝具仕様書のとおりとし、品質等については優良品質のものとする。

第3条 甲は乙に対し寝具の設置場所、必要数を指示する。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和6年4月15日から令和7年3月31日までとする。

（賃借料）

第5条 寝具の賃借料については別記（2）のとおりとし、使用期間中のみ発生するものとする。

2 甲は、前項の賃借料に消費税法に基づく消費税額と地方税法に基づく地方消費税額を併せて支払うものとする。なお、消費税額及び地方消費税額については、税率の改定その他の事由により変更が生じた場合は当該消費税額及び地方消費税額は変更されるものとする。また、消費税額及び地方消費税額において小数点以下の端数については切り捨てる。

3 乙は、使用した期間及び品名・数量等について、競馬開催ごとに適正に請求し、甲は、遅滞なくこれを支払うものとする。

4 賃借料単価について、経済事情の変化、その他やむを得ない理由が生じた場合、甲・乙協議のうえ変更できるものとする。

第6条 甲が指定した場所までの寝具搬入、並びにこれに要する経費は乙が負担するものとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、埼玉県浦和競馬組合の財務規則第62条第2項第3号の規定により、契約保証金は免除する。

（違約金の徴収）

第8条 乙は、契約の履行遅滞があったときは埼玉県浦和競馬組合の財務規則69条に基づき算出された違約金を甲に支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

（暴力団等反社会的勢力の排除）

第9条 乙は、自己が反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である

旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。) でないことを表明し、現在及び将来において次の事項に該当することを保証する。

(1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含む。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者

(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称する。)が経営に関与していないこと。

(3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。

(4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給など便益を供与していないこと。

(5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしていないこと。

2 甲は、乙につき前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、乙に対し当該事項に関する報告を求めることができ、乙は、当該報告を求められた場合、甲の指定する期間内に、甲に報告書を提出しなければならない。

甲は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、即時この契約を解除し、解除によって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

(1) 乙が第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

(2) 乙が前項の規定に反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(不適切事案に関する報告義務)

第11条 乙は調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員における競馬法又はその他法令等違反行為に関する情報を取得した場合は甲が設置する報告窓口(競走業務課長：048-881-1809)に速やかに報告するものとする。

2 乙は取得した情報の取扱には十分に留意し第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 乙が、自己の責に帰する理由により甲に損害を与えた場合、その損害については、一切乙の負担とする。

第13条 甲は、自己の責に帰する理由により使用中の寝具を紛失、汚損又は燃失等により寝具を返還できない場合は、使用期間の賃借料の外、乙に弁償するものとする。弁償金額については甲と乙は協議の上、別記(3)の内容を別途取り決める。

(定めのない事項)

第14条 この契約に定めのない事項については、甲、乙双方協議のうえ決定する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を所持する。

令和6年 月 日

さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

甲 埼玉県浦和競馬組合

管 理 者 大 野 元 裕

乙

別記（１）

寝具一式並びに規格・仕様

掛 布 団	1 枚	ブロード更紗 化繊綿 2 kg入
敷 布 団	1 枚	ブロード更紗 化繊綿 5 kg入
毛 布	1 枚	アクリル 100%
マ ッ ト レ ス	1 枚	ウレタンフォーム 60 mm
枕	1 個	メッシュストロー
掛布団カバー	1 枚	綿布
シ ー ツ	1 枚	綿布
枕 カ バ ー	1 枚	綿布

*サイズ・寸法等は仕様書にある寝具仕様書を参照すること。

別記（２）

・ 1組1日 掛け布団カバー取付作業を含む別記1一式 ***円

・ 洗濯料

掛布団カバー	1 枚	**円
シーツ	1 枚	**円
枕カバー	1 枚	**円

別記（３） 第13条に定める弁償金の金額額

掛 布 団	1 枚	****円
敷 布 団	1 枚	****円
毛 布	1 枚	****円
マ ッ ト レ ス	1 枚	****円
枕	1 個	****円
掛布団カバー	1 枚	****円
シ ー ツ	1 枚	****円
枕 カ バ ー	1 枚	***円

(注) 甲・乙協議の上定める。